

委員会提出議案第 2 号

岩倉市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第 109 条第 6 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和 8 年 6 月 22 日提出

岩倉市議会議長 須 藤 智 子 様

提出者 議会運営委員会
委員長 関 戸 郁 文

岩倉市議会会議規則の一部を改正する規則

岩倉市議会会議規則（昭和４６年岩倉市議会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１２２条第７項中「第１１条」を「第１２条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。